

第3回 雲仙市都市計画審議会議事録

1. 開催日時：平成21年3月17日 14:00～16:00

2. 場所：雲仙市役所 本館3階 中会議室

3. 議題

① 第1号議案

小浜都市計画ごみ焼却場1号小浜町ごみ焼却場の変更について

② 第2号議案

小浜都市計画汚物処理場1号小浜地区環境衛生組合クリーンセンター小浜の変更について

③ 第3号議案

小浜都市計画火葬場1号丸尾斎場の変更について

④ 第4号議案

千々石都市計画ごみ処理場1号西部中継施設の変更について

⑤ 第5号議案

国見都市計画と蓄場1号国見町宮多比良と蓄場の変更について

報告

- ・準都市計画区域について
- ・都市計画マスタープランの策定業務について
- ・都市計画道路の見直し業務について

4. 議決状況

第1号議案 原案のとおり可決

第2号議案 原案のとおり可決

第3号議案 原案のとおり可決

第4号議案 原案のとおり可決

第5号議案 原案のとおり可決

5. 議事内容

以下のとおり

第1号議案について

(会長)

それでは議事に入る前に、本日の審議会についての出席者について確認します。今、16名の中で2名欠席で、14名出席でございます。本審議会では成立している事を確認します。

それでは、第1号議案の『小浜都市計画ごみ焼却場1号小浜町ごみ焼却場の変更について』をお願いします。事務局より議案についてお願いします。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。

現在、小浜町においてごみ焼却場がございます。このごみ焼却場の都市計画を廃止したいという事で提案させて頂いております。読み上げて提案致します。

『小浜都市計画ごみ焼却場1号小浜ごみ焼却場の変更について』、標記のことについて変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定

により、次のとおり審議会に付議します。

小浜都市計画ごみ焼却場の変更、都市計画ごみ焼却場中1号小浜町ごみ焼却場を廃止する。理由、本施設は、旧小浜町のごみ焼却場として、昭和54年に都市計画決定したものであるが、長崎県ごみ処理広域化計画が策定されたことを受け、平成11年3月に旧小浜町ほか2市14町で構成する県央県南広域環境組合が設立された。この組合により、諫早市においてごみ処理施設（県央県南クリーンセンター）が新たに建設され、平成17年4月1日よりごみの処理を行なっている。これに伴い、焼却場はその機能を停止し焼却炉の解体も行われるため、小浜都市計画ごみ焼却場（小浜町ごみ焼却場）の廃止を行なうものでございます。

以上をもって第1号議案の提案を終わります。よろしくお願いします。

（会長）

それでは審議に入りたいと思います。只今、事務局から説明がありましたが何かご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

（委員）

ごみの焼却炉の解体はだいたいいつ頃を予定されておるのか？それと条例関係は、そういうのは関係ないのか？

（事務局）

はい、それでは説明致します。ごみ焼却炉の解体の時期でございますけど、これは、所管の方は現在環境政策課の方で担当になります。そちらの方に確認を取ったところ、まだいつ、例えば平成21年度にするのか22年度にするのか、その年度の目処は定めていないという事であります。解体をする方向性が決まったという事でご理解して頂ければというふうに思っております。

それから、条例関係については、実際今ごみ焼却場の設置しておりますので、その条例は確かにございます。そちらの方は所管の方の対応となってきますので、その事務処理についていつ議会でお話しするかという事は、こちらの方では把握はしておりません。

（会長）

他に何かございませんか？

（委員）

県央県南の広域環境組合が設立されて小浜ごみ処理場は機能を停止しておりますから、これを廃止する事には私は賛成です、これについては。1つ質問なんですが、この焼却場の解体の後の利活用というのも考えてられておられるのでしょうか？

（事務局）

議長、よろしいでしょうか？

（会長）

はい。

（事務局）

小浜のごみ焼却炉の解体後の跡地の利用について、これも所管の方は環境政策課の方になっておりますので、そちらの方で話をしました。その結果、具体的に「じゃあ何をつくろうか、あれをつくろうか」というのは今のところ予定してはいないという事です。当面、更地になった時には万が一、例えば災害とかそういうのが発生した時にごみ等が発生しますので、その仮置場に利用したいという事を受けております。

（委員）

はい、分かりました。

（会長）

他にございませんか？

(委員)

いいですか？

(会長)

はい。

(委員)

単純な疑問ですが、雲仙市の都市計画区域の中の施設の名称変更とかですが、合併したのが平成17年ですよね。もう3年も経過しているのに何で今なのか、何で今諮問されるのか？もう3年も経過していますよね？

(事務局)

確かにご指摘の通りだと思います。ちなみに県下の状況で申しますと、同じく島原市のごみ焼却炉の廃止を2月の9日の審議会に先日かけられたということです。それから、合併に伴う名称変更についても長崎市の方でつい先般されたという事で聞いております。雲仙市においても速やかに、本来はすべきだったというふうに反省しているところでございます。大変申し訳ございませんでした。

(会長)

合併してから今まで本当はすぐにやらないといけないという事でやったのではないかと思いますけれども、審議会が1年に1回ぐらいしかないものですから、色んな問題がまだまだ出てくるとは思いますけど、今日になったということでございます。

第1議案について他にございませんか？

(委員一同)

ありません。

(会長)

それでは採決を致したいと思います。第1号議案について原案を提出してよろしいでしょうか？

(委員一同)

異議なし。

(会長)

ご異議がないという事でございますので、原案通り提出致します。

第2号議案から第5号議案について

(会長)

それでは、第2号議案に入る前に審議方法について提案したいと思います。第2号議案から第5号議案については全て名称の変更でございます。一括しての説明、審議したいと思います。委員の皆様いかがでしょうか？

(委員一同)

異議なし。

(会長)

はい、異議がないという事で、4議案を一括して説明後より審議する事に致します。それ

では事務局から一括して議案の説明をお願い致します。

(事務局)

それでは、引き続き私の方から説明をさせて頂きたいと思います。第2号議案、『小浜都市計画汚物処理場1号小浜地区環境衛生組合クリーンセンター小浜の変更について』、標記のことについて変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議する。

小浜都市計画汚物処理場の変更、都市計画汚物処理場中1号小浜地区環境衛生組合クリーンセンター小浜を次のように変更する。番号・1、名称・雲仙市小浜クリーンセンター、位置・雲仙市小浜町北野298番地、面積・約8,400㎡、備考・43k1/日、区域・計画図表示のとおりでございます。理由としまして、平成17年10月11日の市町村合併に伴い、名称について変更しようとするものでございます。

新旧対照表について、<新>については先程述べた通りでございます。<旧>について説明致します。<旧>番号・1、名称・小浜地区環境衛生組合クリーンセンター小浜、位置・長崎県南高来郡小浜町大字北野字下古賀、面積・備考については同じでございます。

この施設の位置は小浜の北野と言いまして、小浜高校はご存知でしょうか？あれの海岸の方に行った所でございます。海岸に面した所にクリーンセンターはございます。図面赤で枠囲みをしている所が現在の汚物処理場でございます。

続きまして、3号議案についてご説明致します。

『小浜都市計画火葬場1号丸尾斎場の変更について』、標記のことについて変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議する。

小浜都市計画火葬場の変更、都市計画火葬場中1号丸尾斎場を次のように変更する。番号・1、名称・丸尾斎苑、位置・雲仙市小浜町北木指2309番地27、面積・約15,000㎡、備考・8体/日、区域はこのページの通りでございます。理由についても先程申し上げた通り、平成17年10月11日の市町村合併に伴い、名称について変更しようとするものでございます。

新旧対照表でございます<新>は先程申し上げました。<旧>について説明致します。名称は丸尾斎場でございます。位置については小浜町大字北木指字丸尾、面積については約1.5ha、備考・2基設置1日8体、内容については同じであります。

丸尾斎場の現在の位置でございます。小浜の国道57号線を雲仙の方に上って行きますと、バスターミナルと言ったらよろしいでしょうか、バスを置く所がございます。その下にこの丸尾斎場がございます。

続きまして、第4号議案について説明致します。『千々石都市計画ごみ処理場1号西部中継施設の変更について』、標記のことについて変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議する。

名称について西部リレーセンター、位置について雲仙市千々石町丙694番地、面積・約10,200㎡、備考・処理能力55t/日(5h)、理由につきましては、これは平成16年11月30日の県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、名称について変更しようとするものでございます。

新旧対照表でございます<新>は先程申し上げた通りでございます。<旧>について説明致します。旧名称は西部中継施設、位置については千々石町丙字茶袋、上松下及び影平、面積と処理能力は同じでございます。

位置について説明します。西部中継施設は愛野の展望台の方から風車があるのはご存知でしょうか？あの付近にございます。よろしいでしょうか？

続きまして、第5号議案について説明致します。『国見都市計画と蓄場1号国見町営多比良と蓄場の変更について』これも同じで付議致します。

現在の名称、国見町営多比良と蓄場を雲仙市食肉センターに変更したいと思っております。位置についてはこれも雲仙市国見多比良甲41番地、面積について約5,000㎡、備考・500頭/日でございます。これは17年の10月11日の市町村合併に伴い、名称について変更しようとするものでございます。

新旧対照表について、<旧>について説明します。旧名称は国見町多比良と蓄場でございます。位置についてはここに書いてある通りでございます。

次に参考の為に資料の方も添付しております。これは旧都市計画の決定の部分の写しでございます。これは既に告示されておりますので、この名称を新たに換えるという事で、現在それぞれが市の条例で、名称と位置については条例でこういう事でされておりますので、こ

れで合わせて名称と変更をしたいという事で提案致します。よろしくお願いします。

(会長)

只今、事務局より第2号から第5号議案まで説明がありました。ご意見、ご質問ございませんでしょうか？

(委員一同)

なし。

(会長)

ありがとうございました。それでは第2号から第5号議案について採決致したいと思います。

議案をこれに決定してよろしいでしょうか？

(委員一同)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。それでは、議案のとおり決定致します。

以上を持ちまして、本議会の議題については終了致しました。

その他について

(会長)

後はその他という事で、報告事項をよろしくお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、これからは報告事項という事でさせていただきます。皆様の式次第の方にございますけど、実は今日差し替えております。順番については、まず準都市計画の区域について、これは先程皆様より意見が出ていた部分についての説明も兼ねるかと思っております。準都市計画区域について説明した後に、マスタープランの説明をしたいと思っております。その後に都市計画道路の見直しについての報告をしていきたいというふうに思っております。それでは

尚、準都市それからマスタープランについては玉野様の方をお願いしておりますのでよろしくお願い致します。

(玉野)

玉野コンサルタントと申します。私の方から準都市計画区域と都市計画マスタープラン、これは現在策定中ですが、これにつきましてご説明をさせていただきます。

(玉野より『準都市計画区域』、『都市計画マスタープランの策定業務』についての説明)

(事務局)

最後になりますけど、都市計画道路の見直しについてご説明致します。

(事務局より『都市計画道路の見直し業務』についての説明)

(会長)

それでは、今、準都市計画区域について、それから都市計画マスタープラン、都市計画道路の見直し業務について報告がありました。皆さんから何かご意見、ご質問があれば。

(委員)

いいですか？

(会長)

はい。

(委員)

さっきの説明では、この雲仙地区都市計画道路は昭和12年に決定をされたんですか？

(会長)

11年ですね。

(委員)

それから、もう何年と経つけど、進んでいないですね。その原因は何ですか？

(会長)

当時、おそらく県の方から押し付けられたんではないでしょうか。国立公園をつくる時に。その時にかけたじゃなかろうかと思いますけどもね。

(委員)

それと、さっき説明の中で、農業振興地域というのがあるんですかね？圃場整備した所が。そういう所にも、やはりこの都市計画はかぶさってくるんですか？

(玉野)

基本的には両方が重なってかける事は可能なので、重なってきます。

(委員)

しかし、これは圃場整備をした所は農地として申請をして、補助金を貰って整備した所ですよ。

(玉野)

都市計画区域・準都市計画区域におきましては、開発するという場所だけではなく、保全するという意味合いもありますので、都市計画区域に指定したから全部宅地にするというわけではないんですね。ですから、大きく枠を取って「この中でここだけは開発するけど、この開発する外側については保全する」というのも含めて都市計画区域というふうに設定しますので、その中で確かに農用地が重なってかかっている事はあります。

(委員)

今、そういう圃場整備した農地に関しては宅地変更ができないですよ。その都市計画でそういう事ができるのですか？

(玉野)

いえ、都市計画区域にしたから開発できるというわけではありません。

(委員)

農地は農地として残すという事ですか？

(玉野)

農地は農地で残すという事です。

(委員)

その件ですけど、実は圃場整備をする時に千々石地域の役員さんあたりは、「圃場整備をしても8年後は農地・宅地として転用はできますよ」というような説明をされたわけですね。それで8年経っても未だに農家が申請をしても、「優良農地だから絶対できません」という、本題はそこですよ。やはり、両方させて騙すような感じでそんな事を言っていて、今転用したいといってもさせないんですよ。

(委員)

全部が全部じゃないんですが、農地の真ん中に虫食い状態になっては、ダメですね。場所次第ですね。

(委員)

雲仙市庁舎の範囲内の300m以内、これを是非転用してくれとお願いをしようと思ってもなかなか難しい。

(委員)

先程から、委員さんの方からも色々、「農地が宅地に都市計画をしたらそれはなるんですか？」とか色々ありますが、大きな枠としては農地を宅地にするんじゃなくて、一体的に都市計画にした場合に、先程説明があったけれども、地域的に建蔽率とか色んなものを設定していくわけなんですけど、最初はそんな大きい町にするとかなんとかじゃなく、一応は大雑把にやっていくと思うんですよ。その中で、逆に都市計画が指定になれば今おっしゃった、早く言えば大規模店舗そういうのもつくって良いところ、今回、準都市計画は元々は各市で決めて、それを県の方が承諾するという事だったですよ？開発は止める事ができる、「みだりに何千㎡以上の事を開発をするのはちょっと待ってくれ」と、「道もきれいにできていないのにどうするんだ」とか、そういうのは長崎でもストップになりましたよね？そういうふうには都市計画をしてしまえば、「ここはダメですよ」というのがそういう事でできるわけです。畑を宅地にしていくとか何とかとはまた別なんですね。一応、大きく枠はそういうふうな考え方でするようにまちづくりをする。

(委員)

そういうメリットもあるでしょうけど、デメリットもあるでしょうからね。

(委員)

それはそうです。それは逆に言えば今度は、準都市計画は勝手に県の方で指定される、我々それを案の中で説明を聞くと、報告を聞くというのはありますけどね。そうすると、去年だったですか、11月か10月に大店法が、ギリギリここまでのうちに早く建てればそういうものができる駆け込みというような、そういうあれがあったんですが、今は決まりましたよね？そうすると、さて今になって、愛野の広域農道の上の方に大きい土地を買って、そこに大きいスーパーなんかをつくるとか、そういうのが認可されればそうなる。だけど、今、準都市計画を指定すればそれをストップさせる事ができる、そういうメリットがある。逆にデメリットとなれば、農地の価格が上がるとか何とかのその辺はお聞きしてみないといけないんでしょうけどね。まずは、お考えの土地が、普通の農地が宅地になるとか何とかはまた別の考えですね。

(委員)

ちょっとよろしいですか？

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

女性たった一人で非常にピントがずれていればすみません。私がこう見ながら、男性の方達がどんどんどんどん進めてらっしゃるのが分かるんですが、どこかで頭の中に矛盾があるんですね。と言うのが、先程から、どんどん人口が減っています、老人が増えてきます、そのところを本当に都市計画の中にしっかりはめ込んでいかないと、独居老人も増えていきます、現実なところですね。それとお買い物にも行けなくなってきたんですね。大型店舗

が出てくるという事は、既存の小さな店舗、本当におばあちゃん達が行っている、そのお店がどんどん潰れているんですね。それで非常に過疎化する、都市計画があるばかりに過疎化する地域も出てくる。店舗が無いので非常に遠いんです、お買い物がですね。そういうところまで、本当に住んでいる住民が非常に便利で幸せに生活できるように、見た目が素晴らしいんじゃないかって本当に一人一人が幸せになれるような、現実これからやってくる過疎化、本当にお年寄りが増える、もう私達もあと10年で70ですよ。そういう人達がいっぱいになってきた時の事をしっかり想定したような都市計画にして頂きたいと思います。便利が良いというものじゃなくて、そこのもっともしっかり皆さん方で考えをちゃんと頭に置きながら進めて頂ければと思います。ピントがずれていたらすみません。非常に何か心配になりました。

(委員)

私は島原に今住んでいるんですが、元々は国見なんです。ですから先程の計画も色々あったんですが、島原にある商店街が寂れてきているわけですよ。それで、やはり自動車を皆さんお持ちなものですから、今おっしゃるように、自動車で行ける所なら少々遠くても買い物に行かれるから、そうすると商店街の中が空っぽになってしまうんです。そうすると、今、商店街の中もお年寄りの県の指定を受けて住んでいる所がありますよね？その人達は買い物ができないと、これはなんとかしないといけないというのが今おっしゃるような事です。しかし、準都市計画とかそういうものは、逆にどんどん見かけを良くするという意味じゃないんですよ。我々もこういう会合に出て、「それはちょっと困る」などと言うそういう機会の場でもあります。逆に言えば、抑制することができる一つの場面でもあるんですね。特に準都市計画はそうじゃないんでしょうかね。「勝手にどんどんどんどんつくってもらったら困る」と、まず都市計画の中では規制もそういうふうになっているわけです。だけど、その背景はこういう用途から見れば、どっちかと言えば不便な所が多いじゃないですか？だけど、そういう所でも車社会ですから、まあまあ広い所に大きい店をつくったら自然と行ってしまいますよね？そういうものを逆に規制しようと。ですから、おっしゃった事は良く分かります。だけど、どんどん見かけを良くする為にやっている都市計画ではないという事だけは考えてもらいたいと思います。

(会長)

他に何かご意見ございませんか？

(委員)

今日の資料はホームページでも見られるんですか？

(事務局)

今ホームページの方で開設しております。中身は都市計画の策定業務も用意していますので、それが第1回、第2回、第3回で今進んでいます。その1回目の分についての策定委員会の中身については公表しています。アンケートについては、これよりもっと突っ込んだ中身で現在ホームページの方で見られます。こちらの方はその後、また第2回、第3回と委員会を開催しておりますので、これについてはまだホームページの方は間に合っておりません。しかしながらもう終わっておりますので、今からこの作業を進めていきたいというふうに思っています。

(委員)

なるべく早く載せて頂くように。

(事務局)

はい、すみません、頑張ってみます。よろしくお願いします。

(委員)

マスタープランの中に人口の推移がありましたよね？現実には人口はそもそもまちづくりの基本となるところですから、今、愛野では小学校の教室が足りないという、そういう現実が出てくるんですよ。非常にありがたい事です。そういう意味では人口の数字を22年まで待つんじゃないでして、一番新しい21年の4月、ここの数字を出して頂ければ。そういう数字を持っていかなないと、推計としてこれは出たんですが、やっぱり一番新しい人口の数

字を基本に見ていくと、これも非常に大切で、そういう事で新しい21年の4月の人口を出して頂ければ、マスタープランの中にですね。そういう事でございました。

(事務局)

私も極力、信頼性のあるデータ、最新版というのを使っているところでございます。今ご指摘の通り、ただそれからちょっと漏れているところもあるかと思しますので、その辺は最新版の信頼性のデータについて訂正して使っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

当然、旧7地域の分ですよ。

(会長)

他に何か・・・

はい、どうぞ。

(委員)

アンケートをもうされたんですよね？

(事務局)

はい。

(委員)

今後アンケートはされるんですか？その内容によって。説明の中で2,500人を抽出して回収率が約5割と、1,200ぐらいという事だったんですが、雲仙市は5万人ですよ、現状は。その中で1,200人というのはちょっとサンプルとしては少ないような気がするんですけど。やっぱりもうちょっとサンプルを増やすような事を考えて、地元の地域ごとに説明会とか、マスタープランに対する説明とかそういったものを直にされるべきじゃないかと思えます。そういった機会を設けて頂いて、そしてこういったプランが出てくる事がやっぱり一番良いんじゃないかと思えますけど。

(事務局)

ありがとうございます。まずは当然、アンケートについては抽出方法とか、「幾つじゃあ出そうか」というのは検討してまいっております。

まずは雲仙人口の5%というのを想定しています。近隣市町村、島原市、諫早市さんも既にこのマスタープランのアンケートを終わられていらっしゃったのでそれも参考にしています。ちなみに、島原市さんも諫早市さんも3,000人だったと記憶しています。それで抽出方法ですけど、諫早市さんについては、新市になって配布したアンケートは世帯主に配布されたという事を聞いております。島原市さんの方は、その3,000を無作為にされたと聞いております。雲仙市の場合は5%を目標に7町でございますので、その7町を現在の人口に目標数を設定しまして、18歳以上の成人に限ってコンピューターにかけて抽出したところでございます。

市民の意見については、現在の段階では雲仙市報とホームページを使って周知をしたり意見を求めているところではありますけど、実際、今度は市民に対して説明等については、来年の平成21年度にワークショップ、要するに地域の方と一緒に、このマスタープランを作っていきたいというふうに考えています。実際、まだ具体的にどういうかたちで市民との意見交換をするかは決めてはいませんが、マスタープラン策定委員会の委員長でいらっしゃる長崎大学の高橋先生、それから長崎総合科学大学の鯨島先生が副委員長という事でいらっしゃいますので、このお二人にご助言を頂きながらワークショップについて、来週の24日に先生の方と打ち合わせをするようにしております。

以上でございます。

(委員)

各家庭でホームページが見られるような事になっておるのは、だいたいどの位、何%？雲仙市として。

(事務局)

各家庭にインターネットを引いていらっしゃる方が何軒ぐらい、何戸ぐらいあるかというご質問ですが、すみません、そこまでは把握しておりません。

(委員)

やっぱり周知する方法としてどの手段が良いのか、ホームページが各家庭で見られるという事はもちろん有効手段だとは思いますが、そういった事が無い方もいらっしゃるの、出向いて行って直接話をされるような機会を是非多くして頂きたいとは思いますが。

(事務局)

大変貴重なご意見、ありがとうございました。参考にさせていただきます。

(会長)

他にありませんか？

(玉野)

先程のアンケート調査票の数で補足なんですけど、一般的になんですけど統計学上は400サンプルあれば母体の数を代表する意見という事で、その母体の数が1万人だろうが5万人だろうが10万人だろうが、400から500サンプルあれば住民の方の意向を代表していると。先程の割合は雲仙市の場合だと、自然が豊かでとかそういった良いイメージが、あの割合が逆転するかといったらおそくないんですよ。それが全世帯に配ろうが、今回1,000なんですけど。そういった大きな割合、大きな市民の考え方の方向性はどうかというのを今回把握する為に調査しましたので、確かに全世帯配布というのが基本かもしれないですけど費用も掛かりますし、そういったところから一般的に都市計画マスタープランでは、だいたいこういったやり方というのをやっているというのが基本になっております。

(会長)

いいですか？

それでは以上をもって本日の議事については終了致します。どうも本日はありがとうございました。お疲れ様でございました。

(事務局)

それでは、第3回雲仙市都市計画審議会を終了致します。本日はありがとうございました。

以上